

○ 労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働省告示第一号）  
 事項（平成十九年金融庁・厚生労働省告示第一号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）            第二条 「略」            2 「略」            3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。            「一〇八 略」            九 金利リスクに関する次に掲げる事項            イ 「略」            ロ 金利リスクの算定手法の概要            4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。            「一〇七 略」            八 金利リスクに関する事項            5 前項第八号に掲げる事項は、別紙様式第一号の二により作成するものとする。</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）            第二条 「同上」            2 「同上」            3 「同上」            「一〇八 同上」            九 「同上」            イ 「同上」            ロ 金庫が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要            4 「同上」            「一〇七 同上」            八 金利リスクに関して金庫が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額            「項を加える。」</p>

<p>(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 「一〇九 略」</p> <p>十 金利リスクに関する次に掲げる事項 イ 「略」 ロ 金利リスクの算定手法の概要</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 「一〇八 略」</p> <p>九 金利リスクに関する事項</p> <p>5 前項第九号に掲げる事項は、別紙様式第一号の二により作成するものとする。</p> <p>(別紙様式第一号の二) 「別紙」</p>	<p>(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」 「一〇九 同上」</p> <p>十 「同上」 イ 「同上」 ロ 連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要</p> <p>4 「同上」 「一〇八 同上」</p> <p>九 金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利シヨックに対する損益又は経済的価値の増減額 「項を加える。」</p> <p>「別紙様式を加える。」</p>
---	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。